

## 特例名

### 先端設備等に係る固定資産税（償却資産）の特例措置

対象者	<p>資本金額 1 億円以下の法人，従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち，先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く）（※）</p> <p>※「大企業」とは，資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000人を超える法人をいい，中小企業投資育成株式会社を除きます。</p> <p>※「大企業の子会社」とは，発行済み株式又は出資の総数又は総額の1/2以上が同一の大企業の所有に属している法人，発行済み株式又は出資の総数又は総額の2/3以上が大企業の所有に属している法人をいいます。</p>
対象資産	<p>【減価償却費の種類（最低取得価格）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●機械装置（160万円以上）</li> <li>●工具（30万円以上）</li> <li>●器具備品（30万円以上）</li> <li>●建物付属設備（60万円以上）</li> </ul> <p>（家屋と一体となって効用を果たすものを除く）</p> <p>※生産，販売活動等の用に直接供されるものであること。</p> <p>※中古資産でないこと</p>
課税標準の特例	<p>2 分の 1</p> <p>※賃上げの表明をすることで 3 分の 1</p>
取得期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和7年3月31日までに取得した資産
特例適用期間	<p>新たに固定資産税が課されることとなった年度から 3 年度分</p> <p>※賃上げ表明の場合は 5 年間（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得されるものは4年間）</p>
法令条項	<p>○地方税法附則15条第45項</p> <p>○令附則第11条第47項</p>
関連法令条項	○中小企業等経営強化法第2条第1項
特例適用確認方法や確認書類等	<p>○「先端設備等導入計画に係る認定申請書」の写し</p> <p>○「先端設備導入計画に係る認定書」（常総市商工観光課発行）の写し</p> <p>○認定経営革新等支援機関から発行される「先端設備等導入計画の事前確認書」及び「投資計画に関する確認書」</p> <p>&lt; 3 分の 1 軽減の適用を受ける（賃上げ方針を表明する）場合 &gt;</p> <p>上記の書類に加え，以下の書類を添付してください。</p> <p>○従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面</p>
備考	<p>○中小企業庁 経営サポート「先端設備等導入制度による支援」</p> <p><a href="https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html">https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html</a></p>